

告知端末で広告放送をしてみませんか？

村上市情報通信施設条例第21条の規定により、営利を目的とし、又は事業の宣伝のための内容でも村上市情報通信施設（光ファイバ施設）を利用して住民の皆さんにお知らせ等を放送することができます。

広告放送は放送手数料をいただいて放送するもので、この手数料は施設の維持管理費に充てられます。

1 告知広告について

概要	各家庭に設置した告知端末に音声及び静止画又は映像（動画）で放送します
放送範囲	神林・朝日・山北地区内の情報通信施設加入世帯地区や集落を指定して放送も可能
再生時間	20秒以内 ※ 静止画の場合、1画面あたり ※ 映像の場合、1映像あたり
1日の放送回数	1回 ※基本的に朝で、自動再生はしません
その他	・ 放送の公開期間は放送日を含め7日以内。公開期間内であれば、あとから何度でも繰り返し再生できます。 ・ お知らせにボタンを貼り付けてダイヤルせずにテレビ電話をかけられるようにすることもできます。

2 静止画・映像の作成について

告知広告で放送する静止画は、原則として放送の依頼者に作成していただきますが、作成できない場合は、手数料を支払って市へ作成を依頼することもできます。

（1） 静止画

静止画に付帯する音声は、基本的に市の職員が録音します。

① 依頼者が静止画を作成する場合

作成手順書を参考に次のいずれかの形式により作成し、電子ファイルを提出してください。

Microsoft Office PowerPoint のプレゼンテーション形式（拡張子 ppt）又は
OpenOffice.org Impress の O D F プレゼンテーション形式（拡張子 odp）

< 作成時の注意点 >

- ◎ 画面サイズが決まっていますので、注意してください。
- ◎ 画面左最上部に広告放送のバナーを貼り付けてください。
- ◎ 放送内容に関する問い合わせ先の名称と連絡先を必ず記載してください。



◎ 音声用の原稿は20秒以内となるよう作成してください。

※ 作成いただいた内容は、必要に応じて市で修正させていただく場合があります。

② 市へ作成を依頼する場合

市で作成する静止画は、テンプレート一覧にある6種類のを基準とした画面です。テンプレート一覧以外のものは市で作成しませんので、個人で作成してください。

依頼する場合は、放送依頼書に静止画作成依頼書を添付して提出してください。

(2) 告知放送用映像

映像は市での作成・編集はしません。映像は、下記の注意点により放送の依頼者が作成するか、業者等へ依頼してください。

<作成時の注意点>

◎ 常時、映像の左最上部に白か灰色の文字色で「【広告放送】」の文字を表示させてください。

◎ 映像の最後に、放送内容に関する問い合わせ先の名称と連絡先を必ず表示してください。

◎ 1映像が20秒以内となるよう編集してください。

◎ 作成した映像は、WindowsMediaVideo形式(拡張子wmv)の電子ファイルをCD-Rなどの記録媒体に保存して提出してください。提出いただいた記録媒体などは放送終了後に返却します。

2 放送手数料

放送手数料は市が発行する納入通知書により放送日の前日までに納付していただきます。

放送手数料が納付されない場合、放送日を延期し、又は放送を中止することがあります。

区分	単位	手数料単価
静止画放送手数料 ※1	1日1画面につき ※2	500円
映像放送手数料 ※1	1日1映像につき ※2	1,000円
静止画製作手数料	1画面につき	2,000円

※1 放送範囲を限定しても同一料金

※2 放送日(トップ画面にある日数)によることとし公開期間日数による手数料の増減なし

(例1) 12月1日に1画面構成のものを放送(公開期間7日)。静止画は依頼者が製作。

静止画放送手数料 500円×1日×1画面=500円

(例2) 12月1日と4日に2画面(2ページ)構成のものを両日とも同一のものを放送(公開期間5日)。

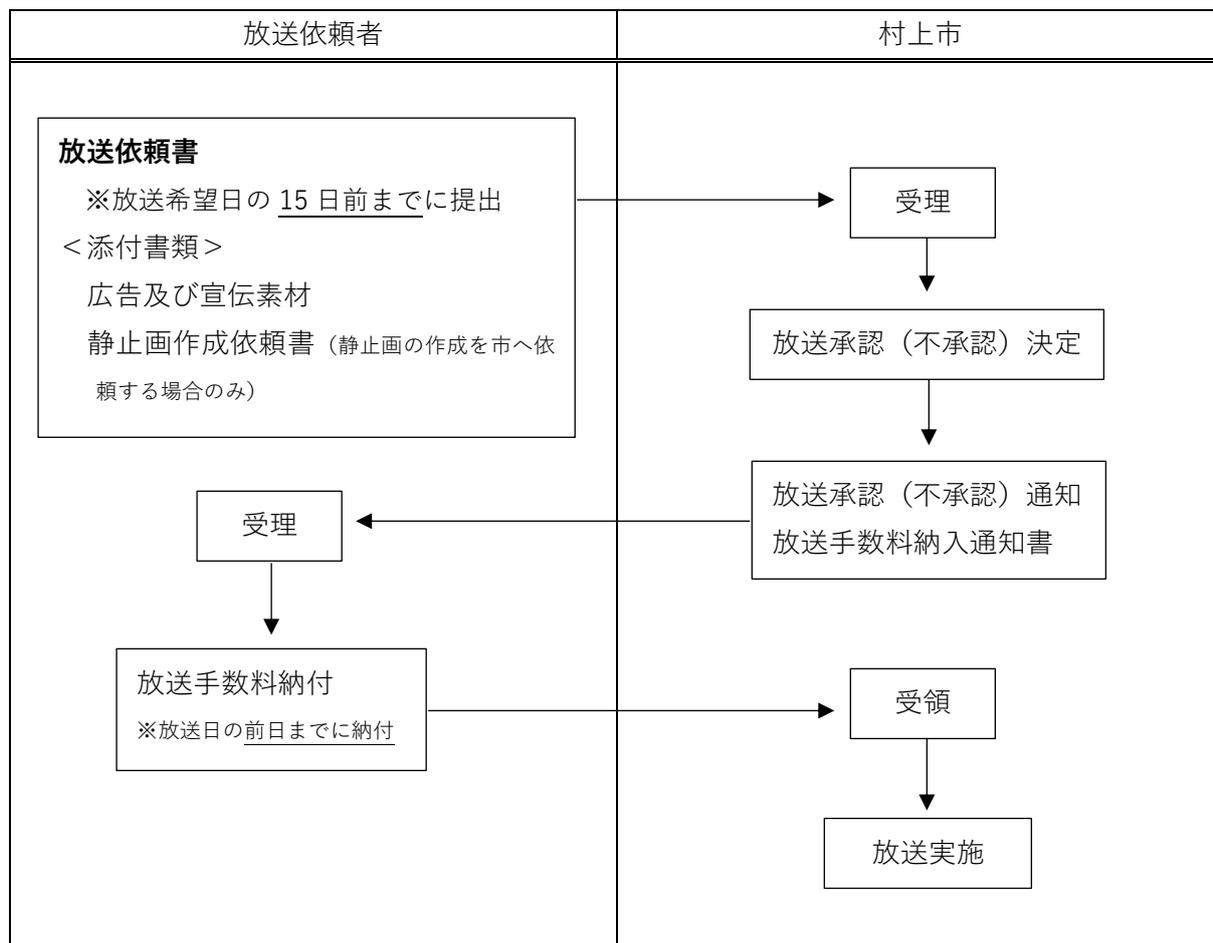
静止画の製作は2画面とも市へ依頼する場合

静止画放送手数料 500円×2日×2画面=2,000円

静止画製作手数料 2,000円×2画面=4,000円

計 6,000円

3 放送までの流れ



4 その他

- (1) 村上市情報通信施設放送取扱要綱の基準により審査し、内容によっては放送できない（非承認とする）場合があります。
- (2) 次に該当する場合には放送を延期し、又は中止することがあります。
 - ◎ 放送手数料を納付しなかった場合
 - ◎ 災害時等において防災上の理由から緊急放送を行う必要があるとき
 - ◎ 承認後に放送基準及び審査基準に不適合となる事実が明らかになった場合
 - ◎ その他市の行政運営上支障があると認めるとき
- (3) **依頼者の責任**
 - ◎ 放送の内容等に関する一切の責任を負わなければならない。
 - ◎ 持込した素材の著作権及び肖像権の使用に係る許可の取得及び費用の負担の責任を負うこと。
 - ◎ 依頼した放送の内容に関する第三者からの苦情の申し立て及び損害賠償等の請求等がなされた場合は、依頼者の責任及び負担において解決しなければならない。
 - ◎ 放送により発生した損失は、依頼者が負担しなければならない。